**宣誓書**

私は、社会福祉法人○○会の評議員就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

１　社会福祉法第40条第1項、第2項、第4項、第5項

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力の者でなくなった日から５年を経過しない者

３　破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）

なお、上記の記載事項に変更がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　○○会

　理事長　殿

住　所

氏　名 　　 　　　 印

**宣誓書**

私は、社会福祉法人○○会の理事就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

１　社会福祉法第44条第1項において準用する社会福祉法第40条第1項各号及び同法第44条第6項

　※社会福祉法第44条第6項に該当する場合

・特殊な関係にある人物名　：

・その人物との関係　　　　：

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力の者でなくなった日から5年を経過しない者

３　破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）

なお、上記の記載事項に変更がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　○○会

　理事長　殿

住　所

氏　名 　　 　　　 印

**宣誓書**

私は、社会福祉法人○○会の監事就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

１　社会福祉法第44条第1項において準用する社会福祉法第40条第1項各号及び同法第44条第2項、第7項

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力の者でなくなった日から5年を経過しない者

３　破産手続開始の決定（破産法第30条第1項）

なお、上記の記載事項に変更がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　○○会

　理事長　殿

住　所

氏　名 　　 　　　 印

（別紙：評議員）

社会福祉法

（評議員の資格等）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

１　法人

２　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労

働省令で定めるもの

３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律

の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ

とがなくなるまでの者

４　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

５　第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社

会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は3親等以内の親族

その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれること

になつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族そ

の他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることにな

つてはならない。

社会福祉法施行規則

（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）

第２条の７　法第40条第４項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊

の関係がある者は、次に掲げる者とする。

１　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者

２　当該評議員の使用人

３　当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

４　前2号に掲げる者の配偶者

５　第1号から第3号までに掲げる者の３親等以内の親族であつて、これらの

者と生計を一にするもの

６　当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

にあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ）若

しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の

役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の

役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計

数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超

える場合に限る）

７　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつ

ている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法

人の評議員の総数の半数を超える場合に限る）

８　次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でな

い者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を

除く）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員

の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る）

イ　国の機関

ロ　地方公共団体

ハ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第２条第１項に規定す

る独立行政法人

ニ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第２条第１項に規定する

国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

ホ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第２条第１項に規定

する地方独立行政法人

ヘ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人で

あつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第4条第1項第9号

の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立

され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第２条の８　法第40条第５項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の

関係がある者は、次に掲げる者とする。

１　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

　者

２　当該役員の使用人

３　当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

４　前２号に掲げる者の配偶者

５　第１号から第３号までに掲げる者の３親等以内の親族であつて、これらの

者と生計を一にするもの

６　当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに

あつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ）若し

くは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役

員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行

する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法

人の評議員の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る）

７　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつ

ている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法

人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

６　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

破産法

（破産手続開始の決定）

第30条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開

始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する

場合を除き、破産手続開始の決定をする。

１　破産手続の費用の予納がないとき（第23条第１項前段の規定によりその費

用を仮に国庫から支弁する場合を除く）。

２ 　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実

にされたものでないとき。

（別紙：理事）

社会福祉法

（評議員の資格等）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

１　法人

２　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働

省令で定めるもの

３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の

規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者

４　前号に該当する者を除くほか、禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

５　第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会

福祉法人の解散当時の役員

（役員の資格等）

第44条

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは３親等以内の親族

その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が３人を超えて含

まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び３親等以内の親族その他各理事と

厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の３分の１を超えて

含まれることになつてはならない。

社会福祉法施行規則

（理事のうちの各理事と特殊の関係がある者）

第２条の10　法第44条第６項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊

の関係がある者は、次に掲げる者とする。

１　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

　者

２　当該理事の使用人

３　当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

４　前２号に掲げる者の配偶者

５　第１号から第３号までに掲げる者の３親等以内の親族であつて、これらの

者と生計を一にするもの

６　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに

あつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ）若しくは業務

を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務

を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員

又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の

総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る）

７　第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の

議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の

議員である者を除く）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉

法人の理事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

６　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

破産法

（破産手続開始の決定）

第30条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開

始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する

場合を除き、破産手続開始の決定をする。

１　破産手続の費用の予納がないとき（第23条第１項前段の規定によりその費

用を仮に国庫から支弁する場合を除く）。

2 　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実に

されたものでないとき。

（別紙：監事）

社会福祉法

（評議員の資格等）

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

１　法人

２　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働

省令で定めるもの

３　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の

規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者

４　前号に該当する者を除くほか、禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

５　第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会

福祉法人の解散当時の役員

（役員の資格等）

第44条

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は３親等以内の親族その

他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつ

てはならない。

社会福祉法施行規則

（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第２条の11　法第44条第７項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

１　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

　者

２　当該役員の使用人

３　当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

４　前２号に掲げる者の配偶者

５　第１号から第３号までに掲げる者の３親等以内の親族であつて、これらの

者と生計を一にするもの

６　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに

あつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ）若し

くは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役

員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行

する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人

の監事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る）

７　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会

福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該

他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法

人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、

３分の１を超える場合に限る）

８　他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつ

ている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法

人の評議員の総数の半数を超える場合に限る）

９　第２条の７第８号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の

議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の

議員である者を除く）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉

法人の監事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

６　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

破産法

（破産手続開始の決定）

第30条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開

始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する

場合を除き、破産手続開始の決定をする。

１　破産手続の費用の予納がないとき（第23条第１項前段の規定によりその費

用を仮に国庫から支弁する場合を除く）。

2 　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実に

されたものでないとき。